

株式会社 afterFIT「(仮称) えりも地区風力発電事業 計画段階環境配慮書」
に対する意見について

令和2年9月17日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称) えりも地区風力発電事業 計画段階環境配慮書」について、株式会社 afterFIT に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所： 北海道幌泉郡えりも町
- ・原動力の種類： 風力(陸上)
- ・出力： 最大471,700kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和2年 6月22日
環境大臣意見受理	令和2年 9月 3日
経済産業大臣意見	令和2年 9月17日

問合せ先: 電力安全課 沼田、須之内、野田
電話03-3501-1742(直通)

株式会社 afterFIT「(仮称) えりも地区風力発電事業 計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域等の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、関係機関との調整を踏まえた上で、現地確認を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

(2) 累積的な影響

本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)の周辺においては、他の事業者による複数の風力発電所が環境影響評価手続中であることから、本事業とこれらの風力発電所による累積的な影響が懸念される。このため、環境影響評価図書等の公開情報の収集や他の事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(3) 事業計画の見直し

上記のほか、2. により、本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の大幅な見直しを行うこと。

(4) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(5) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、方法書以降

の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

2. 各論

(1) 騒音に係る影響

想定区域及びその周辺には、多数の住居及び学校その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設(以下「住居等」という。)が存在しており、稼働時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念されることから、環境の保全に十全を期することが求められる。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成 29 年5月環境省)及びその他の最新の知見等に基づき、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居等から離隔すること等により、騒音による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 風車の影に係る影響

想定区域及びその周辺には、住居等が存在しており、稼働時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念されることから、環境の保全に十全を期することが求められる。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 水環境及び水生生物に対する影響

想定区域及びその周辺には、森林法(昭和 26 年法律第 249 号)に基づき指定された魚つき保安林、水源かん養保安林及び土砂流出防備保安林、水産資源保護法(昭和 26 年法律第 313 号)に基づく保護水面に指定された歌別川、自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)に基づく自然環境保全基礎調査の第4回・第5回調査(干潟・藻場・サンゴ礁調査)において確認されたコンブ場等が存在している。また、本事業は、最大 89 基の風力発電設備を設置する大規模なものであることから、土地の改変には慎重を要するとともに、工事中の土砂及び濁水の流出に伴う水環境及び水生生物への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、河川・沢筋等からの距離の確

保に努めるとともに、工事実施時の土工量を抑制し、かつ沈砂池の設置等により土砂及び濁水の流出等を最小限に抑えることで、水環境及び水生生物への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づく国内希少野生動植物種に指定されているイヌワシ、シマフクロウ、オジロワシ及びタンチョウ等の希少な鳥類の生息が確認されていることから、風力発電設備への衝突事故、移動の障害及び生息環境の変化等による鳥類への重大な影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

特に、シマフクロウについては、当該地域における当該種に精通した専門家の助言を踏まえつつ、適切な調査を実施するとともに、想定区域又はその周辺における繁殖及び採餌等の利用状況を把握し、生息への影響が想定される範囲については、対象事業実施区域から除外すること。

(5) 植物及び生態系に対する影響

想定区域及びその周辺には、自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査の第3回調査（特定植物群落調査）で選定されている「えりも岬ヒダカミツバツツジ群落」等の特定植物群落、自然環境保全基礎調査の第6回・第7回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされた植生、森林法に基づき指定された保安林等が存在することから、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域等を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既存道路、牧野及び無立木地等を活用することにより、自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減すること。

(6) 景観に対する影響

想定区域及びその周辺には、自然公園法(昭和32年法律第161号)に基づき指定された日高山脈襟裳(えりも)国定公園の景観資源である海成段丘や海食崖が存在し、同国定公園の主要な眺望点として「アポイ岳」、利用施設計画に位置づけられている「襟裳岬園地」、「百人浜(ひやくにんはま)園地」、「庶野(しよや)園地(庶野さくら公園)」及び「襟裳岬線道路(車道)」等が存在することから、本事業の実施により、これら主要な眺望点からの眺望景観への重大な影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性及び利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、重要な眺望景観について、当該公園及び施設の管理者、地方公共団体その他の関係機関並びに地域住民等の意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。